

新型コロナウイルス感染症に対応した 別府市社会教育施設利用のガイドライン

令和5年 3月13日改訂
令和4年 4月 1日改訂
令和2年12月16日改訂
令和2年 7月 1日改訂
令和2年 5月25日
別府市教育委員会

1. はじめに

別府市教育委員会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休業や利用制限を行っている社会教育施設の利用にあたり、市民の皆さんが安全・安心に社会教育施設が利用できるよう、令和5年3月13日に本ガイドラインの改訂を行いました。

本ガイドラインの内容を施設職員が利用者と共有することにより、基本的な感染対策に取り組んでいただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

なお、本ガイドラインの内容や方策については、今後の知見や集積及び市内外の感染状況を踏まえ、逐次見直すことがありますのでご留意願います。

令和5年3月13日以降の基本的方針について

項目	基本的対処方針
共通項目 中央公民館 各地区公民館 ふれあい広場サザンクロス 野口ふれあい交流センター コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none">・職員は、原則マスクを着用する。・利用者のマスクの着用は、個人判断に委ねる。・利用者は事前に検温をし来館する。 ※発熱や風邪症状がある人には利用の自粛を促す。・換気の徹底を行う。・利用者への熱中症対策を行う。・利用者への注意喚起の掲示を行う。
少年自然の家おじか	

2. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者は、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、館内及びその周辺地域において、当該館の職員や出入りする民間事業者（以下、「職員等」という。）及び館に来館する者（以下、「来館者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、適切な対策を講ずるものとする。

特に、重症化リスクが高い方が参加する会議や屋内での活動等については、基本的な感染対策に不安がある場合にはマスクの着用を推奨する。マスク着用以外の基本的な感染対策（密の回避、こまめな換気、検温、手指消毒、黙食）はこれまでどおり継続する。

3. リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染のそれぞれについて、館の職員等や来館者、関連事業者等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

また、開館に伴う実施事業によっては、大規模な人数の移動や、県境をまたいだ移動が想定されることもあり、③集客施設としてのリスク評価及び④地域における感染状況のリスク評価も必要であることに留意が必要である。

(1) 接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を確認する。なお、手指衛生が適切に管理されている場合には接触感染のリスクは低減されるため、手洗いを促すことと、適切な清掃を行うことで十分な効果が期待できる。

(2) 飛沫感染のリスク評価

館における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(3) 集客施設のリスク評価

換気効果が打ち消されるような大規模な来館等が見込まれるかどうか、これまでの実績等に鑑み、改めて評価する。

(4) 地域における感染状況のリスク評価

感染状況の動向により、対応を強化することが必要となる可能性がある。

4. イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策

(1) 来館者の安全確保のために実施すること

- ・発熱・咳・咽頭痛等の症状があった場合は参加の自粛を促す。
- ・咳エチケット、手洗い・手指の消毒（なお、消毒液は、アルコールや次亜塩

素酸ナトリウム溶液等、当該場所に最適なものを用いる（以下、消毒液に関する記載において同じ）の徹底を促す。

- ・時期的に水分・塩分の補給を注意喚起し、熱中症に気を付ける。
- ・利用者への注意喚起の掲示を行う。（遵守事項等明記）

（２）職員等の安全確保のために実施すること

- ・個人の平熱+1度以上の熱が記録された場合や、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促すとともに、診断結果を館内・スタッフ内で記録する。
- ・咳エチケット、手洗い・手指消毒を徹底して実施する。
- ・館の運営に当たって施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- ・職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・食事中の感染予防を図るため、昼食時等の食事中や喫煙中において、会話をしないなど感染予防を強化する。

（３）イベント・講座等の開催に当たって特に留意すべきこと

- ・感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。
 - 速やかに別室へ隔離を行う。
 - 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
 - 感染者が発生した部屋の換気を行う。
 - イベント・講座等主催者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
 - 症状が重篤な場合は、保健所とも相談し、医療機関へ搬送する。

（４）施設管理

ア）館内

- ・清掃、消毒、換気を適切に実施する。
- ・受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- ・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。

イ）ロビー、休憩スペース

- ・間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。

- ・常時換気を行う。
- ・職員等が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

ウ) 調理室

- ・換気を徹底する。

エ) トイレ

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルや個人用タオルを準備する。
- ・清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、可能であれば換気しながら清掃を行う。

(5) 広報・周知

- ・職員等及び来館者に対して、以下について周知する。
 - マスク着用を除く、基本的な感染対策の継続
 - マスク着用は個人の判断に委ねるため、個人の意思に反しマスク着用を強いることはしない。
 - 健康管理の徹底
 - 差別防止の徹底
 - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底

5. 館における公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的対策

館において、講座や会議、コンサートや演劇、講演会等の公演等（以下「公演等」という。）が開催される場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者（以下、「公演主催者」という。）であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとする。

ア) 公演前

- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、全員に周知徹底を図る。

イ) 公演等当日

- ・公演来場者の感染防止策として以下の措置を講ずる。
 - 体温管理・衛生管理等を実施する。
 - 定期的な手指消毒を奨励する。